

No.	箇所	誤	正
1	14 ページ 14 行目	本事業の実施にあたり、電柱等配置等については【資料7「電気・電話状況図】を参考ととして、あらかじめ北海道電力(株)、東日本電信電話(株)等と協議の上、適切に実施すること。	本事業の実施にあたり、電柱等配置等については【資料7「電気・電話状況図】を参考として、あらかじめ北海道電力(株)、東日本電信電話(株)等と協議の上、適切に実施すること。
2	20 ページ 11 行目	・管理術者及び照査技術者は、 <u>技術士(総合技術管理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画))、又はシビルコンサルティングマネジャー(RCCM)の資格を有すること。</u>	・管理術者及び照査技術者は、 <u>本業務と類似の業務実績を有すること。</u>
3	20 ページ 21 行目	・構造、電気設備、機械設備の主任担当技術者は、技術者が在籍していない場合、構成企業から業務の一部を下請又は委託された第三者に在籍する技術者の配置も可とするの <u>技術者の配置も可とする。</u>	・構造、電気設備、機械設備の主任担当技術者は、技術者が在籍していない場合、構成企業から業務の一部を下請又は委託された第三者に在籍する技術者の配置も可とする <u>。</u>
4	22 ページ 1 行目	<p><u>a</u> 事業者は、設計の進捗に関して、定期的に市と打合せを行うこと。打合せ時には、要求水準に合致していることを示す資料等を市に提出し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。</p> <p><u>d</u> 市との打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に、必要に応じて模型、パース等を用意すること。</p> <p><u>e</u> 事業者は、設計業務が完了したときは速やかに、設計業務完了届及び【資料11「基本設計図書】又は【資料12「実施設計図書】を市に提出すること。なお、基本設計図書及び実施設計図書には、「要求水準等確認計画書」に基づき、基本設計終了時及び実施設計終了時にセルフモニタリングを</p>	<p><u>d</u> 事業者は、設計の進捗に関して、定期的に市と打合せを行うこと。打合せ時には、要求水準に合致していることを示す資料等を市に提出し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。</p> <p><u>e</u> 市との打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に、必要に応じて模型、パース等を用意すること。</p> <p><u>f</u> 事業者は、設計業務が完了したときは速やかに、設計業務完了届及び【資料11「基本設計図書】又は【資料12「実施設計図書】を市に提出すること。なお、基本設計図書及び実施設計図書には、「要求水準等確認計画書」に基づき、基本設計終了時及び実施設計終了時にセルフモニタリングを</p>

		<p>実施した結果を取りまとめた「要求水準等確認報告書」を含めること。また、実施設計の着手は、基本設計終了時に市が要求水準等を確認した後とする。</p> <p><u>f</u> 事業者は、建築基準法等の法令に基づく各種申請等の手続きについて、市に対して事前説明及び事後報告を行うとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを提出すること。</p> <p><u>g</u> 市は、実施設計の内容に対し、工期及びサービスの対価の支払額の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。</p> <p><u>h</u> 設計図書の確認等について具体的な内容は、事業契約書を参照すること。なお、市は、報告の受領、確認の実施によって、設計及び建設工事の全部若しくは一部について何ら責任を負担するものではない。</p>	<p>実施した結果を取りまとめた「要求水準等確認報告書」を含めること。また、実施設計の着手は、基本設計終了時に市が要求水準等を確認した後とする。</p> <p><u>g</u> 事業者は、建築基準法等の法令に基づく各種申請等の手続きについて、市に対して事前説明及び事後報告を行うとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを提出すること。</p> <p><u>h</u> 市は、実施設計の内容に対し、工期及びサービスの対価の支払額の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。</p> <p><u>i</u> 設計図書の確認等について具体的な内容は、事業契約書を参照すること。なお、市は、報告の受領、確認の実施によって、設計及び建設工事の全部若しくは一部について何ら責任を負担するものではない。</p>
5	22 ページ 28 行目	上記、3 (2) イ (ア) a~f、h~ <u>j</u> のとおり	上記、3 (2) イ (ア) a~f、h~ <u>i</u> のとおり
6	25 ページ 16 行目	事業者は、建替住宅用地内の地中工作物を上記 1 (16) エに基づき撤去または移設すること。	事業者は、建替住宅用地内の地中工作物を上記 1 (17) エに基づき撤去または移設すること。
7	26 ページ 9 行目	<u>ウ</u> その他関連業務	<u>エ</u> その他関連業務
8	32 ページ 1 行目	事業者は、分譲住宅用地内の地中工作物を上記 1 (16) エに基づき撤去または移設すること。	事業者は、分譲住宅用地内の地中工作物を上記 1 (17) エに基づき撤去または移設すること。
9	34 ページ 29 行目	建物の竣工日～令和 2 8 年__月 31 日	建物の竣工日～令和 2 8 年 <u>3</u> 月 31 日